

第12回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和6年12月5日(木) 午後1時25分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

11番 金 井 繁 行(会長)

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局次長	1. 開会前	午後1時24分
	開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。	
	事務局長が議会对応のため、代わりに最初の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。	
議長 (遠藤職務代理)	本日の会議に、11番 金井繁行会長から欠席の届出がございました。	
	在任委員15名中現在の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。	
	はじめに、遠藤会長職務代理者よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。	
議長 (遠藤職務代理)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時25分
議長 (遠藤職務代理)	3. 議事録署名委員の指名について	午後1時26分
	まず、議事録署名人の指名を行います。	
	沼田市農業委員会会議規則により、議長において10番 小林喜久代委員、12番 高井人士委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。	
議長 (遠藤職務代理)	4. 諸般の報告	午後1時27分
	議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。	
	事務局より順次、報告をお願いします。	
議長 (遠藤職務代理)	下記について報告	
	(1)農地法第3条の3の規定による届出について	
	(2)農地法第18条第6項(合意解約)について	
議長 (遠藤職務代理)	これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	
議長 (遠藤職務代理)	5. 付議事件	午後1時36分
	議案第47号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。	
	議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。	

議案説明 5 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず 1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 47 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 47 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第４８号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４８号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第４９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　６件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、２番の案件については、７番　木内和男委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

７番委員

先日、地区の推進委員及び事務局と現地調査を行いました。周囲の農地に影響もなく、問題ないかと思います。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず１番

２番

3 番
4 番
5 番
6 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 49 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第 50 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 5 条第 1 項及び農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件における農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請については、農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された案件について、9 番 小林秀一委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします。

9 番委員

先日、地区の推進委員及び事務局と現地調査を行いました。本件申請について、周辺農地に影響はないかと思われます。

ただし、当該農地は、10 月の総会において、3 条の許可申請で保留の判断がされた農地になります。10 月の総会においては、賃貸人が過去に許可を受けた営農型太陽光について、作付け等が完全にできていないこと

から、保留となりました。

その後、11月の総会において、榊の植え付け等が行われていることが確認できたため、許可を行った案件となります。

なお、現地では、榊が200本ほど事業地の一角に密集して植え付けられておりますが、未だ本格的な植え付けには至っていない状況です。

そのため、本件については、申請では一時転用期間が10年となっておりますが、それを3年間とし、営農について様子を見るべきかと考えます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 許可する場合は、期間は10年ではなく、3年とするということですね。

9番委員 短いスパンで経過を見ていくべきかと思います。既存の案件については、賃貸人が1年間事業を実施しなかった経過もありますので。

1番委員 今回栽培する作物は、枯れてしまう可能性も充分あるので、3年として様子を見た方が良いかと思います。

事務局員 事務局からよろしいですか。

議長 どうぞ。

事務局員 営農型太陽光の一時転用期間ですが、原則は3年以内となっています。その中でも条件に当てはまるものについては、10年以内で許可を行うことができるようになっています。

議長 転用期間については必ず10年としなければならないものなのでしょうか。

事務局員 必ず10年としなければならないものではなく、10年以内のところを、3年とすることは可能かと考えます。

事務局次長

現在、沼田市内で行われている営農型太陽光発電については、転用期間が3年のところがほとんどとなっています。

転用期間については、必ず10年としなければいけないものではなくて、最長で10年まで認められるものになっております。

本件申請地の近隣において既に営農型太陽光発電を行っておりますが、転用期間は3年となっています。こちらについては、現時点においても完成していない状況で、20日頃までに完成させる予定とのことです。

以上のとおり、以前許可を受けた案件もまだ完了しておらず、営農も一部にとどまる状況ということで、その点も踏まえて判断する必要があるかと思います。

議長

今までの話を踏まえると、現在許可を受けている案件についても、まだ完了していない状況と受け止めて良いかと思います。

事務局次長

審議の結果、転用期間を変更することは可能かと思われます。県内の他自治体においても事例があるようです。

議長

それでは、本件については、一時転用期間が10年での申請となっておりますが、これを3年とし、様子を見ていくことでいかがでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

議長

それでは、お諮りいたします。

議案第50号については、一時転用期間を3年として、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第50号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、一時転用期間を3年とした上で、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第51号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。

事務局員

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第51号は、計画案のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時15分

6. 協議事項

- (1) 令和6年度農振除外申請地及び営農型発電設備の下部の農地における営農状況等の現地確認について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農地等の利用適正化の推進施策に関する意見提出について
- (2) 沼田市農業まつりにおける農業委員会直売所テント売上金(一部)の寄付について(報告)
- (3) 沼田市農業振興地域整備促進協議会の開催について
- (4) 令和6年度利根沼田農業委員会協議会研修の開催について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後2時46分